

許可番号 指令 生衛薬 第166号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 株式会社横尾器械  
〔法人にあつては、その名称〕

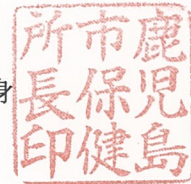
営業所の名称 株式会社横尾器械

営業所の所在地 鹿児島市西別府町2941番地27

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業貸与業の許可を受けた者であることを証明する。

平成29年2月10日

鹿児島市保健所長 徳留修身



平成29年4月1日から

有効期間

平成35年3月31日まで

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。